就業制限業務一覧（労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生規則第41条・別表第３）

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の区分 | 業務に就くことができる者 |
| ①　発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務 | ①　発破技士免許を受けた者②　火薬類取締法第31条の火薬類取扱保安責任者免許状を有する者③　廃止前の保安技術職員国家試験規則による甲種上級保安技術職員試験、乙種上級保安技術職員試験もしくは丁種上級保安技術職員試験、甲種発破係員試験もしくは乙種発破係員試験、甲種坑外保安係員試験もしくは丁種坑外保安係員試験又は甲種坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験もしくは丁種坑内保安係員試験に合格した者 |
| ②　制限荷重が５ｔ以上の揚貨装置の運転の業務 | 揚貨装置運転免許を受けた者 |
| ③　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務（④の業務を除く。） | 特級ボイラー技士免許、１級ボイラー技士免許又は２級ボイラー技士免許を受けた者 |
| ④　次のボイラーの取扱いの業務イ　胴の内径が750㎜以下で、かつ、その長さが1,300㎜以下の蒸気ボイラーロ　伝熱面積が３㎡以下の蒸気ボイラーハ　伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラーニ　伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が400㎜以下で、かつ、その内容積が0.4㎥以下のものに限る。） | ①　特級ボイラー技士免許、１級ボイラー技士免許又は２級ボイラー技士免許を受けた者②　ボイラー取扱技能講習を修了した者 |
| ⑤　③のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあっては主蒸気管及び給水菅を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務（⑥の業務を除く。） | 特別ボイラー溶接士免許を受けた者 |
| ⑥　⑤の業務のうち溶接部の厚さが25㎜以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合における溶接の業務 | 特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者 |
| ⑦　ボイラー（小型ボイラー及び④のボイラーを除く。）又は第１種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。）の整備の業務イ　蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超え、かつ、内容積が５ｍ3以下のもの（ロの㋑又は㋺に掲げる容器を除く。）ロ　次に掲げる容器で、内容積が１㎥以下のもの㋑　容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの㋺　容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの | ボイラー整備士免許を受けた者 |
| ハ　その他大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保育する容器で内容積が１m3以下のもの |  |
| ⑧　つり上げ荷重が５ｔ以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務（⑨の業務を除く。） | クレーン・デリック運転士免許を受けた者 |
| ⑨　⑧の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務 | ①　クレーン・デリック運転士免許を受けた者②　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 |
| ⑩　つり上げ荷重が１ｔ以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（⑪の業務を除く。） | 移動式クレーン運転士免許を受けた者 |
| ⑪　⑩の業務のうちつり上げ荷重が５ｔ未満の移動式クレーンの運転の業務 | ①　移動式クレーン運転士免許を受けた者②　小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 |
| ⑫　つり上げ荷重が５ｔ以上のデリックの運転の業務 | クレーン・デリック運転士免許を受けた者 |
| ⑬　潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて水中において行う業務 | 潜水士免許を受けた者 |
| ⑭　可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 | ①　ガス溶接作業主任者免許を受けた者②　ガス溶接技能講習を修了した者③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑮　最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が１ｔ以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①フォークリフト運転技能講習を修了した者②　職業能力開発促進法第27条第１項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第２の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑯　機体重量が３ｔ以上の労働安全衛生法施行令別表第７第１号又は第２号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者②　建設業法施行令第27条の３の規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）③　職業能力開発促進法第27条第１項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第４の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者④　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑰　機体重量が３ｔ以上の労働安全衛生法施行令別表第７第３号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者②　建設業法施行令第27条の３に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑱　機体重量が３ｔ以上の令別表第７第６号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①　車両系建設機械（解体用）運転技能講習を終了した者②　建設業法施行令第27条の３に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑲　最大荷重（ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が１ｔ以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①　ショベルローダー等運転技能講習を修了した者②　職業能力開発促進法第27条第１項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第２の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、ショベルローダー等についての訓練を受けた者③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| ⑳　最大積載量が１ｔ以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 | ①　不整地運搬車運転技能講習を修了した者②　建設業法施行令第27条の３に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。）③　その他厚生労働大臣が定める者 |
| 　作業床の高さが10ｍ以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。）の業務 | ①　高所作業車運転技能講習を修了した者②　その他厚生労働大臣が定める者 |
| 　制限荷重が１ｔ以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が１ｔ以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務 | ①　玉掛け技能講習を修了した者②　職業能力開発促進法第27条１項に準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第４の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者③　その他厚生労働大臣が定める者 |